

北海道循環資源利用促進税条例施行規則の改正について

- ① コンビニ収納の対象拡大に伴う所要の改正
- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う所要の改正
- ③ 規定の整備

○北海道循環資源利用促進税条例施行規則（平成 18 年北海道規則第 109 号）

条項	改正内容
第 8 条第 3 項	地方税法の条項ずれに伴う規定の整備
第 14 条第 1 項第 4 号	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う所要の改正

様式番号	様式名	改正内容
別記第 8 号様式	循環資源利用促進税特別徴収義務者証返納書	規定の整備
別記第 17 号様式	循環資源利用促進税最終処分場埋立処分終了（休止）届	
別記第 18 号様式 その 1	循環資源利用促進税更正・決定・加算金決定 通知書兼納入（納付）告知書	納税者の利便性向上並びに納期内納税率及び徴収率の向上を図るため、平成 30 年度から納税通知書、督促状及び納付書について、コンビニエンスストアで納税ができるよう対象を拡大するため、様式を改正する。
別記第 18 号様式 その 2	循環資源利用促進税不申告加算金決定通知書 兼納付告知書	

附 則

（施行期日）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条第 1 項第 4 号の改正規定は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する

（経過措置）

この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道循環資源利用促進税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道循環資源利用促進税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。